入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年９月２９日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構
柳井医療センター院長　住元　了

１．業務概要

(1)業 務 名

独立行政法人国立病院機構柳井医療センター受水槽増設整備工事実施設計、工事監理業務委託

(2)業務内容

・受水槽及び架台増築の実施設計、工事監理業務委託
その他入札説明書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

(3)履行期間

設計期間　契約締結の翌日から令和４年３月３１日
監理期間　令和４年６月１日から令和５年１月１５日（予定）

(4)納入場所

独立行政法人国立病院柳井医療センター

２．競争参加資格

(1)特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第１項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第２条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

(2)次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行

を妨げた者

五　正当な理由なく契約を締結しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

(3)(2)に該当する者を入札代理人として使用しない者

(4)厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、中国地域における競争参加資格の再認定を受けていること。）

(5)会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(4)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6)競争参加資格申請書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

(7)建築士法（昭和 25 年５月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(8)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．入札手続等

(1)担当部署

〒742－1352　山口県柳井市伊保庄 95

独立行政法人国立病院機構柳井医療センター　企画課　業務班長

電　話　０８２０－２７－０２１１　内線２２２

ＦＡＸ　０８２０－２７－００３１

(2)入札説明書の交付期間、場所

交付期間：令和３年９月２９日（水）～令和３年１０月１９日（火）

（土日祝日を除く８時３０分～１７時１５分）

交付場所：(1)担当部署に同じ。

(3)競争参加資格申請書の提出期間並びに提出場所

提出期間：令和３年９月２９日（水）～令和３年１０月１９日(火)

（土日祝日を除く８時３０分～１７時１５分）

提出場所：(1)担当部署に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4)開札の日時及び場所

令和３年１１月１日(月)１１時００分

独立行政法人国立病院機構柳井医療センター　大会議室

（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和３年１０月２９

日１７時００分までに(1)の担当部署に必着すること。）に持参すること。

(5)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

４．その他

(1)手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

(3)入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4)手続きにおける交渉の有無　無

(5)契約書作成の要否　要

(6)交渉権者及び契約価格の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7)関連情報を入手するための照会窓口　上記３．(1)に同じ。

(8)詳細は入札説明書による。